Ⅴ　食品の表示

１．表示方法

消費者に販売される加工食品では、製品の容器又は包装に、８ポイント（表示可能面積が狭い（概ね150㎠以下）場合は5.5ポイント）以上の大きさの文字で表示事項を一括して表示します。

食品表示の詳細については、岡山県農林水産部農産課のホームページにある「農産物直売所出荷者のための食品表示のポイント」を参照してください。

＜農産物直売所出荷者のための食品表示のポイント（岡山県農林水産部農産課）＞

https://www.pref.okayama.jp/page/816306.html

【食品表示及び栄養成分表示例】

名　　称	イチゴジャム
原 材 料 名	イチゴ、砂糖／ゲル化剤（ペクチン）、クエン酸
原料原産地名	岡山県（イチゴ）
内　容　量	２００g
賞 味 期 限	令和５年３月３１日
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存して下さい
製　造　者	○○加工グループ　代表 ○○ ○○ 岡山県○○市○○○○○-○○

栄養成分表示 100g 当たり	
熱　　量	２００kcal
たんぱく質	１g
脂　　質	０g
炭 水 化 物	４５g
食塩相当量	０．１g

【共通の事項と内容】

名　　称	・一般的な名称を表示します。（商品名ではありません。） ・「トマト加工品」「農産物漬物」「ジャム」などは、名称が別に定められています。
原 材 料 名	・原材料に占める重量の割合の大きいものから順に、一般的な名称で表示します。 ・品種名等を表示したい場合は、名称の後に括弧を付して表示します。 表示例：ぶどう（ピオーネ） ・原材料に特定原材料(★)が含まれる場合は、原材料の名称の後に括弧で、（～を含む）と表示します。 表示例：マヨネーズ（卵を含む）、ヨーグルト（乳成分を含む） うどん（小麦を含む）、パン（小麦を含む）
添　加　物	・添加物に占める重量の割合の大きいものから順に表示します。 ・原材料名欄に、／（スラッシュ）などで区分表示することもできます。 表示例：いちご、砂糖／ゲル化剤（ペクチン） ・添加物に特定原材料(★)が含まれる場合は、添加物の名称の後に括弧で、（～由来）と表示します。 表示例：乳化剤（大豆由来）、加工デンプン（小麦由来）

原料原産地名	・製品に占める重量割合上位１位の原材料の原産地を表示します。 ・表示事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することもできます。 表示例：ぶどう（岡山県産） ・上位１位の原材料が、小麦粉など中間加工原材料の場合は、その製造地を表示します。 表示例：小麦粉（国内製造） ・「乾燥野菜」「もち」「農産物漬物」などは、表示の方法が別に定められています。
内　容　量	・重量（ｇ・kg）、体積（mL・Ｌ）、数量（個・本・枚）など、単位を明記して表示します。 ・計量法で定められた表記もあるので確認しましょう。
期限表示	・品質が急速に劣化しやすい食品の場合は、「消費期限」、保存がきく食品の場合は「賞味期限」を年月日で表示します。
保存方法	・食品の特性に従って「10℃以下で保存」などと具体的に表示します。 ・常温で保存すること以外に注意事項がない場合は、省略することができます。
食品関連事業者氏名又は名称及び住所	・表示責任者となる食品関連事業者（「製造者」「加工者」「販売者」「輸入者」）の氏名又は名称と住所を表示します。 ・法人格がない場合は、必ず代表者の個人名を表示してください。 ・住所は「岡山県」から表示します。
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称等	・「製造所」又は「加工所」の所在地と、「製造者」又は「加工者」の氏名又は名称を表示します。 ・食品関連事業者（表示責任者）と同一である場合は省略できます。 〇食品関連事業者が製造者で、製造場所が異なる場合は製造所の住所を表示 表示例：製造者　〇〇株式会社　岡山県〇〇市〇〇〇〇 製造所　岡山県△△市△△△△ 〇食品関連事業者が販売者の場合は、製造又は加工を行う事業者を表示 表示例：販売者　□□株式会社　岡山県□□市□□□□ 製造所　××有限会社　岡山県××市×××××
栄養成分表示	・熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量及び表示したい栄養素について、食品100g、100mL又は１食などの１単位当たりの量を表示します。

★特定原材料（アレルゲン）及び特定原材料に準ずるもの

表示が義務づけられたもの（特定原材料）（９品目）	えび、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生、カシューナッツ
表示を推奨するもの（特定原材料に準ずるもの）（20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、ピスタチオ、豚肉、マカデミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

２．食品表示の作成の流れ

１　原材料と添加物の一覧表を作成

・すべての原材料の名称と産地などを一覧に書き出します。
・原材料に添加物が含まれる場合は、その添加物も書き出します。

２　アレルギー表示を確認

・原材料と添加物のなかにアレルギー物質が含まれてないか確認します。

３　一覧表に重量を記載

・原材料、添加物の一覧表に重量を記載し、それぞれの割合を算出します。

４　原材料と添加物の項目を作成

・原材料を重量順に記載、次に原材料と区分して添加物を重量順に記載します。
・重量割合が１位の原材料に原料原産地名を記載します。
・アレルギー物質がある場合は、その旨を記載します。

５　栄養成分の表示値の設定

・分析及び計算等により、表示する栄養成分の値を算出します。

☞　検査機関で分析を依頼する場合は、「問い合わせ一覧」（Ｐ46）を参照
☞　栄養成分を試算する場合は、資料13「栄養成分計算シート」（Ｐ43）を参照

６　表示ラベル案を作成

・名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、消費（賞味）期限、保存方法、製造者などの項目について、表示ラベル案を作成します。

７　ラベルの確認

・文字の大きさは適切か、読みやすく分かりやすい表示か、表示禁止事項にふれていないかを確認します。

　食品表示を作成する場合は、消費者庁のホームページで最新情報を確認するほか、保健所等の関係機関へ相談しましょう。

＜消費者庁 食品表示企画ホームページ＞
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

３．容器包装の識別マーク

食品表示以外にも商品ラベルに表示を行わなければならないものがあります。資源の有効な利用の確保や廃棄物の発生抑制などを目的した「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」では、３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みの一環として、容器包装に識別マーク等の表示を行うことが義務付けられています。

紙製又はプラスチック製の容器包装に入れられたものには、以下の識別マークを表示します。



スチール製またはアルミニウム製の缶又はＰＥＴ容器に充てんされた飲料には、以下の識別マークを表示します。



＜印刷原稿の入手先＞

〇紙マーク（紙製容器包装リサイクル推進協議会）

http://www.kami-suisinkyo.org/kiyozuri.html

〇プラマーク（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会）

https://www.pprc.gr.jp/pla-mark/get.html

〇スチール、アルミマーク（食品容器環境美化協会）

https://kankyobika.or.jp/recycle/mark-of-recycle/aluminum-steel

〇ペットマーク（ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会）

https://www.petbottle-rec.gr.jp/guideline/mark.html